



うか。

行為が他の入居者の生活を脅かしたり、拘留が必要と判断される事案の場合には警察と連携をとることもありますし、契約を解除したこともあります。

8. ルール違反者とは、個別で良く話し合い、どうしても、守る事が出来ない場合には、他のホームや寮付きの就労先を探してやる

9. 触法行為は警察へ、生活のルールは「聞いていない」「忘れていた」と言われればそれまでですので、再度説明をして、繰り返すのであれば児相と話し合いの場を設定し契約を見直すことになる旨事前にお伝え。と段階を踏んでいくようにしています。ただ、ルール違反は、コミュニケーション不足によるものが多いことがありますので、関わりを見直すようにしています。それと、職員が過剰に気にしないことも気を付けています。起きたことは仕方がないので、ぐらゐの気持ちでいいのではないのでしょうか。

10. 繰り返し話しかない。入居者全体の集団の力動を利用する。

11. 基本的にはルールは守らなくてはいけない、守れない場合は児相と話し合い、それでも守れない場合は管轄の児相相談所に相談し、これ以上は面倒を見れない旨を伝えます。

最近当ホームであった事例では、ルールを守れない児相と話し合っても受け入れなく、他児相、職員共に疲弊していたのでケースワーカーさんにこれ以上は無理と伝え、別施設に措置となりました。

12. グループラインで遅延、外泊などを連絡入れる様にさせていますので割とマメに連絡はあります。

やはり手軽に報告をする体制が良いのかと思われまゐす。

13. これらについてのルールに関しては、もちろん入居者の性格等に合わせて話をしますが、基本的にはダメなものはダメという前提のもと、ルールを守らなかった理由などを掘り下げるようにしています。

また、喫煙や飲酒等の触法に関わる事柄については認めていませんが、門限の超過や無断外泊、夜間外泊については理由と条件をきちんとホーム長に説明でき、かつ納得させられれば良い、ということにしています。

改善の様子が見られない場合には、退所するためにきちんと準備をするよう話を持っていき、その上でここにいる間はお互いに約束を守ることを繰り返し話をしていまゐす。

また、児相相談所等の第三者を交えながら話をする場合もあゐります。

14. とことん話合う。これで改善しなかつた事はほぼなし。

15. 児相相談所担当職員と協力して対応してあゐります。

16. 口頭にて、声掛けを促しても、なかなか伝わらない事が殆どです。声掛けに加え、文章伝達を入れる等し、視覚で、情報が伝わるようにしています。人を変えて話をしたり、時間を空けて話をするようにしています。
17. ルールは守れていますが、職員の指示（あいさつしよう。時間早めに出勤しよう）が入りにくく苦戦。根気強くと自分に言い聞かせる日々です。
18. 口頭で繰返し指導し、3回ルール違反をした場合はペナルティとして消灯時に期間を決めてスマホを預かる。児相にも相談し、指示を仰ぐ。改善する様子がない場合は、退居も視野にいれ児相と相談。
19. 入所面談の際に、施設の生活について、ルールについて児相同席で説明し、了解を得て入所して頂いています。それでも入所後ルールが守れない場合は、ご本人がどうしたいのか、気持ちを聞き、本人の特性の理解に努め、施設での支援がご本人にとって安心でない場合は他機関と連携してあらたな支援につなげています。
20. ホーム内でのルールは、守るように声かけをします。ただし時代背景にそぐわないルールや、生活してみて上手く行かないルールなどは利用者とスタッフで行なう、月1回のホーム会議で話し合います。何故ルールがあるのか、守ることの意味を利用者たちにも考えてもらっています。一方的にこちらから強く要望するルールは門限くらいです。  
ホーム外での問題行動はやはり一番多いのが喫煙です。未成年の喫煙が体に良くないことなどを話し合います。改善する様子がない場合はホームでの支援は難しいと伝えます。
21. まずは問題行動を起こした入居者との振り返りを行う。その後改善しているのかを日々の生活から見ていき、再度問題行動を起こした場合(もしくは何度も行う場合)は静観する。
22. 医療機関や地元警察と連携して問題行動に対応している
23. 問題行動も想定しての援助ホームと捉え対応（聴く・話す・一緒に考え本人がやってみる）をしていますが、あまりにも逸脱する・他の入居者への影響や迷惑行為が止まらない場合は、入居者とホームの契約になっているので、契約解除も念頭に置いています。
24. 入居の前にどれだけ確認をしておくか。守れない場合は、対話を繰り返す。それでも難しい場合は生活拠点を移らざるを得ない場合もあるかと思えます。
25. 無理やりルールに縛り付けるのではなく、しっかり会話をし対応しています。
26. 基本入居する際に自己責任についての話しもしているのですが、約束を守れない場合は退去もあると話しています。何度も守れない場合は児童相談所も交えて方向性を一緒に検討してもらいます。ただし、今までこちらから退去させたことはありません。

27. 児相と共有し、対応を一緒に考え、施設としては逸脱行為は認めない姿勢を伝え、他児童へ影響がある場合には、措置解除も視野に入れてケースワークを組立る。
28. ルールを守れないからといって罰を与えるのだけは絶対にやってはいけないことだと思っています。会話の中で何故問題行動を起こすのかを探り、対応していくしかないのではと思いますが、問題行動を注視するのではなく例えば、門限を過ぎたとしても「昨日よりは〇〇分早かったね」などの声がけをする。等、時間はかかると思います。
29. 基本的なルールはありますが、個別対応で対応しています。年に一回、職員と子どもたちとでルールの改正を行っています。ホーム内外の問題行動についてはその都度、納得いくまで子どもと話し合いを行っています。
30. ・年齢にもよりますが、ステップハウスを活用してホーム長が関わっていく。(子どもによっては不適応行動を強化してしまう場合もあるため、状況にもよります)  
基本的には、利用児童をたらい回しにはせず、粘りりずよく振り返りを行う。(職員は苦しくなる場面が多い為ホーム長が対応する)
31. 児相立ち合いの元協議する。 改善のない場合は児相に判断をゆだねている。
32. それまでの人生が制限と抑圧により自由な意思を尊重してもらえなかった場合、ホームに細かなルールが多ければ多いほど、子ども達はその縛られた環境を窮屈に感じてそれを破り自由を求める事は当然の事だと感じています。ルール自体大人(スタッフ側)が安心する枠組みだと認識している為、当ホームではルールはほとんどありません。但しその行動で法律を犯した場合、他者に迷惑をかけた場合(警察対応含む)、危険行為でケガや命の危険が伴った場合などにおいては、厳しく叱り事の重大さを伝えます。また自分の行いへ向き合える様に社会的責任も突き付けます。一方側面からみると、『行動をした事=意思表示や心の叫び』とも捉える事ができる為、時間をかけて紐解いていく事で背景に隠れていた本当の理由や不安が読み取れる事もあります。改善する事ができない場合も多々ありますが、怒りのループで関係が悪くなる事よりも最低限の妥協点をお互いに見つけて話し合う事が重要だと考えます。
33. 門限、無断外出等はホームの約束に従って外出禁止にしています。一律に期間を決めているのではなく、個別で対応しています。喫煙、飲酒は法律に違反!と言い続けるしかなく、改善する様子はない時は職親の寮に入る等、行く先を本児と決めホームから退去します。
34. 無断外泊などの場合、何処で誰と何をしていたか聞きます。理由は誘われたのか(脅されたのか)楽しかったか、また繰り返すか、お金は使ったのか、どんな友人なのか、彼氏(彼女)なのか、何して遊んだか、何を食べたか、避妊はしているか、とに

かく知りたいことは具体的に、決して責めるのではなく聞いています。今後出先でトラブルになったり遊び相手がいなくなっても、ここには帰って来れる。と気づいてもらいたいですね。

喫煙、飲酒は本人がやめたくても無理な場合は医療に相談でしょうか。  
やめる程真剣に考えていない場合はホーム内は徹底して禁煙（禁酒）を告げます。火災の原因にもなりますので隠れて吸うような事の無いように、建物内は絶対禁煙を告げます。  
外で喫煙して補導されるのも一つの手段で、高校生の場合はリスクも伴いますがそれも社会勉強と考えています。

35. ホームにいるのは自活した後の準備と位置付けているので、施設内適応させようとはしていません。なので、さまざまなルールはありますが、人に迷惑をかけない（自活した後にご近所づきあいで迷惑かけないことを想定）、自分の自立を阻害しない、がルールの基本です。例えば門限破りがなぜルールに抵触するかというと、働いている人の労働衛生のためです。

ルールを破るのは自立のサインですし、効果的であれ効果がないであれ、こちらがパニッシュメントとして与えられるものはごくごく限られています。（中でも、我々ができるパニッシュメントで一番効果的なものは Wi-Fi から外すというものです。（ルーターの設定方法・説明書は型番で検索すれば大抵出てきます）

ルール破りが多い利用者は、どんどん、ここで住む必要がない人なんだ、という認識になっていくので、本人が「出たい」と言えば、止めてもらえない、という状態に近づきます。逆に、ここを出て暮らす自信がない人は大きなルール破りができない印象です。

無断外泊しました、彼の家泊まりました。次の日時間に仕事に行きました。電話に出たのは仕事が終わってからで、これから帰るというやりとりでした。これはルール破りですが、大したものです。

ほぼ即座に退去してもらった（その際も、本人がすみたくないと言い、住居を探す支援はしましたが）のは、二階からタバコを投げたのを大家さんに見つかった人でした。「ここが借りられなくなるから」という理由はその人にも通じました。

36. 利用開始時に書面にてルール厳守を契約する。兎相にも「契約は守って当たり前」の理解を求め、支援者サイドが一致した態度をとる。深夜外出は児童の安全確保のため即警察へ捜索願を出す。違法行為や悪質な行為の場合は兎相へ一時保護または

措置解除を要請する。なぜルールを守れないかケースごとに正しく考える。甘やかして児童をスポイルしない。面倒臭がって理解のある大人を演じる様なことは厳に慎み真面目に対応する。

37. 元々出来ない子を受け入れていることを前提ではあるが、共同生活を気持ちよく暮らすために協力して欲しいとお願いし続けることが大切なのではないだろうか。

大人子供ではなく、同じ場所で暮らす社会人としての配慮に協力して欲しいと、怯えず、怖がらず、お願いしていくことが必要なのではないだろうか。

併せて、スタッフの統一した一貫した態度で臨まなければ、誰かが疲弊してしまう。スタッフはチームであり、チームを理解する必要があるのではないか。

38. なぜそのような行動に至ったか、話をよく聞いて、本人とどうすればルールが守れるか話し合う。

改善する様子が見られない場合は、期限を決めて見守り、それでも改善しなければなんらかの方法を考える。

39. ホームが崩壊しない程度に繰り返し注意する。崩壊する場合は退寮とする。

40. 私達も皆様と同じく入居者との関わりの中で自問自答しながら日々を送っています。この問いについてはケースバイケースですし、私も常日頃悩んでいることなので皆様の意見をお聞きしたいです。ただその渦中であって私が心掛けているのは入居者とスタッフ双方が孤立しないことです。入居者を取り巻く「応援団」を如何にして作るかが私達の役割の一つだと思います。また私達スタッフが遠慮なく話が出来るとような環境を整えるようにしています。まだ全国に自立援助ホームが20カ所に満たない時代、スタッフ達が各ホームに集まって語り合い悩みを共有していたと先輩方から聞いたことがあります。「困っててもそうでなくてもいつでも話が出来、聞いてくれる人がいる」そういった環境が整えられれば良いなと思っています。

41. よくあることなのでいつも頭を悩ませています。なぜそのようなことをするのか、どうしたら守れるかなど話し合いを続けています。時にはコタンさん、CWさんに入っていただくこともあります。何度話をしてもどうしても守れない場合は、退居や一時保護になることもありました。

42. 特効薬はありません。ルールは大人が管理するためにあるものが多く、守ったことで本人が人間的に成長するとは限りません。何のためのルールかをスタッフがよく考え、入居者を成長させる目的のルールはあまりないことは理解した方が良いと考えています。そういう理由から、あくまでも、ルールを守らないとこちらの管理上都合が悪いということをしっかり入居者に伝えます。社会的にやってしまうと犯罪になることに対しては警察に通報するなど厳正に対処します。スタッフがルールに関してこのように考えていると必要以上に管理することがなくなり、入居者が自分で考えて行動することが増えると感じています。改善しない場合は、例えば門限の超過

の場合、ルールを守らない事でスタッフの睡眠時間が確保できないという理由で退居してほしいと本人に伝えます。このときも本人の人間性とルールをまもれていないことは別に考え、ルールを守らないことでこちらの運営に支障をきたすことを中心に話をします。起きている事態に淡々と対処していくと、こちらの気を引くためのルール破りはなくなっていくと感じています。こうなってしまうと、あとは本人の生活スタイルとホームの生活スタイルが合わないというだけの問題になるので、その場合は一人暮らし体験などで外で生活しながら関わっていくという方法もあると考えます。

#### 43. 言い続ける

44. 門限の超過については連絡を入れ返事があれば「気を付けて帰ってきてね」で帰りを待ちます。反応がないようなら警察対応を。無断外泊についても警察対応をし交友者も含め関係者すべてに連絡を入れます。夜間外出については防犯カメラを設置していますので、ばれないことはない状態です。もともとは外部の侵入者から守るためのモニターです。

余りに度重なるようなら、いったん一時保護所に帰っていただき仕切り直しは「有り」と思います。

#### 45. 行動に対しての振り返りを実施、ルールの見直しを入居者と一緒に検討

46. ルールの遵守は必要なことでもありますし、課題も山積しているのが自立援助ホーム業界の実情であると感じています。ただ、ルールは誰が誰のために決めたのか、守らせたいのかという基本的な視点から考えることも必要ではないでしょうか？ホームの運営を実施しやすくするために、職員側が大人の都合で考えて決めたルールなら、こどもの支援という目的からは離れていると思いませんか？飲酒喫煙は違法な行為なので、児相に報告して警察に通報して、警察から指導を受けることも必要じゃないでしょうか？無断外泊や夜間外出も都道府県の条例に則って警察に通報することも必要じゃないのでしょうか？ただ、警察に通報したところで解決はしません。解決を求めているのかどうしたいのかはこの質問では判断ができませんので、当ホームの場合というスタンスで実態をお伝えしますが、門限や外泊、夜間外出などは直ちに児相に報告しています。時と場合によりますが、児相に伝えた後で警察にも通報するケースもあります。児相が翌日や近い日程でこどもに指導してもらいます。その繰り返しをどこまで続けるかという問題ではあります。それも、スタッフの意見を聞きながら判断すれば良いのではないかと考えています。ホームスタッフ全員の意見を持って判断すれば、自ずと結論が出るのではないのでしょうか？スタッフの困った感や不満を聞くのも管理職や経営者のお仕事です。こどもの支援を続けるのか止めるのか判断するのも経営者や管理職のお仕事だと思えば、支援継続の責任はスタッフの意見を受け入れることで感じ方は変わってくると思いますが、暫定問題や入

所打診への不安が付いてきます。これは普段からこどもへの支援がどれだけできているのかを見相は見相の物差しで測っています。こども一人ひとりの個性をしっかり受け止めて、ホームとしてできる限りの支援や、力量を超えるような支援でも、真剣に取り組んでいるという姿が見えれば心配無いと思います。時間はかかりますが、地道な努力を続けることが自立援助ホーム最大の武器だと考えていますし、現実問題として、何とかホームが成り立っています。

47.

48. 外出届と外泊届を作成しています。外泊に関しては、子どもに書かせてます。それを、担当の見相さん、保護司さんに意見をもらい、その後、ホームの職員と宿直のサイン（印鑑）をもらい、最後に、代表からのサイン（印鑑）を貰っています。そこまでクリアできてから許可を出しています。

49. 皆（入居者職員全員）の安心安全をホーム全体で再三確認し、安心安全ベースの生活を皆で話し合い、ホームの決まり事をバージョン変換していく。集団の力動と個別の課題を分けて考える。その枠にはまらない場合は児童相談所や司法や医療など関係機関と連携。